

調査・研究報告書の要約

書名	平成 18 年度 国際的制度調和に向けた安全保障貿易管理制度の比較・分析報告書 (米国における安全保障貿易管理制度に関する調査研究編)				
発行機関名	社団法人 日本機械工業連合会・財団法人 安全保障貿易情報センター				
発行年月	平成 19 年 3 月	頁数	122 頁	判型	A4

[目次]

総論

1. 調査目的
2. 調査内容
3. 調査の結果と得られた結論

各論

1. 新設の背景

1. 1 米国の中国に対する安全保障上の懸念
1. 2. 中国企業に対する懸念
2. 2006 年 7 月 6 日公表規則案「中華人民共和国（中国）向け輸出・再輸出の改正及び明確化並びに認定制度（VEU）に関する規則案」の主な内容について

3. 改正内容

3. 1 中国に対する特定の ECCN 品目について、軍事エンドユースの認識に基づく新たな規制案の内容について
3. 2 化学・生物兵器拡散、核不拡散及びミサイル技術の理由で中国向け輸出が規制される品目の許可審査方針の変更、国家安全保障に基づく新たな許可方針を踏まえた審査について

3. 3 VEU 認定制度について

4. 米国産業界の当規制案に関する見解と BIS の対応

4. 1 公聴会
4. 2 米中経済安全保障検討委員会議長 Larry Wortzel 氏のコメント
4. 3 規則案の展望
4. 4 パブリックコメントについて
4. 5 主なパブリックコメントの要約

[要約]

近年、中華人民共和国（中国）は目覚ましい経済発展を続けており、民生分野において諸外国より活発に技術を導入している。一方、諸外国では中国に導入された民生技術が、軍事分野へと転用され軍事能力を強化することが懸念されている。そのため、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、2006年7月6日、中国の通常兵器の開発等へ転用される恐れのある輸出を規制するための規則案を公表した。当規則案の内容、パブリックコメント等について分析を行い、通常兵器の能力向上を阻止するための汎用技術の輸出管理に関する課題等を把握し、現在、導入が検討されている我が国の通常兵器キャッチオール規制の参考となる資料を作成することが出来た。

総論

1. 調査目的

米国における軍事用途に転用されるおそれのある輸出に対する中国軍事エンドユース・キャッチオール規制を調査し、我が国における通常兵器キャッチオール規制導入のための参考となる報告書を作成する。

2. 調査内容

米国商務省産業安全保障局（BIS）は、2006年7月6日付、米国官報（Federal Register Vol.71, No.129）、において、中華人民共和国（以下、中国）への輸出・再輸出の改正及び明確化に関する規則案を発表した。

同案の冒頭に付されている要約では「中国の軍事力に実質的な貢献を行なう輸出を阻みつつ、同国の合法的な民間エンドユーザーへの米国輸出を促進することは、米国政府の方針である。」とされている。

しかし公表された規則案は、米国産業界の予想とは大きく異なっており、当規則案に関する公聴会においても産業界より活発な意見、問題提起がなされ、パブリックコメントの受付期間も当初2006年11月3日より12月4日まで、1ヶ月延長された。BISはこれらコメントを含め、2007年2月現在、規制案について検討を続けており、対中国通常兵器キャッチオールに関するEAR改正がなされるとの見方もある。

なお、当調査報告は、当規則案について以下の項目に関し、調査分析を行った。

- (1) 新設の背景
- (2) 規則案の内容
- (3) 産業界の反応及びBISの対応

3. 調査の結果と得られた結論

新設の背景については、米国政府の中国の軍事力増大への対応を見るため、EU による対中武器禁輸措置の緩和に対する米国政府の対応並びに米国からの中国に関連する不正輸出事件、中国の軍事企業に関する情報、動向等を調査した。

規制内容に関しては、規制品目、規制用途、新たな認定制度、その他につき内容を把握することが出来た。

産業界の反応及び BIS の対応に関しては、公聴会、パブリックコメント等の内容を把握し、産業界の懸念、BIS の対応等に関し内容を把握することが出来た。それらを踏まえ、米国の対中国軍事用とキャッチオール規制に関し、以下のような結論を得た。

米国の安全保障と貿易振興の両立を図るため、規制案には以下のような工夫が凝らされている。

貿易振興に関する部分

- ・規制対象品目を 47 の ECCN 品目に限定
- ・規制用途を BIS の定義する軍事用途に限定
- ・新たな VEU 認定制度の策定

安全保障に関する部分

- ・ 中国政府の発給するエンドユース証明書の要件を拡大し、規制理由に係りなく、総額 5,000ドルを越える全てのECCN品目の輸出についてMOFCOMの発行する「エンドユーザー証明書」の取得を輸出者に義務付ける。
- ・化学・生物兵器拡散、核不拡散及びミサイル技術の理由で中国向け輸出が規制される ECCN 品目の許可審査方針を国家安全保障に基づく新たな許可方針に従いこととし、厳格な審査を行う。

その他、BIS では輸出者の負荷を軽減すると共に、安全保障輸出管理の実効性を担保するため、エンドユーザーに関する情報提供体制の整備を検討している。具体的には、中国企業における軍需生産活動、迂回調達等の懸念を払拭するため、輸出管理上、懸念が少ないと思われるユーザー (Validated End User) と懸念のおそれがあるエンドユーザー (Entity List) の企業について検討を行う「VEU 委員会」を設定するべく関係省庁と調整している。

一方、規制案の実効性に関しては、中国国内の生産能力、他国からの調達能力等を勘案すると、米国政府が単独で規制を実施しても一定の限界があるとの指摘も多い。

パブリックコメントの多くは、他のワッセナー加盟国が同種の規制を導入する合意を得られぬままに、米国が単独で規制を導入することへの懸念、中国の「Foreign Availability」と規制案の実効性に関する疑義、中国市場における米国企業の海外企業との競争力が損な

われる可能性を指摘している。また、規制の発動要件となる「軍事力への実質的な貢献」、
「軍事用途」に関する定義が不明瞭であること、不明瞭な軍事用途に対する輸出者の
「Knowledge」の責任範囲、VEU に関しては、エンドユーザーに対する VEU の審査期間
及び VEU 認定制度の適用範囲、その後の立ち入り検査の内容等について明確化もしくは
改善提案がなされている。

各 論

1. 新設の背景

本章では、本規制案の背景を分析するため、以下の観点より調査を行うものである。

1. 1 米国の中国に対する安全保障上の懸念

2006 年 5 月 23 日、国防総省は議会に対する年次報告書で、中国の物流改革は「民間部門と軍事調達部門の統合」と断言し、中国軍がデュアルユースを市場から調達していると指摘している。更に、軍に属する民間企業の統廃合により「約 3,000 社が地方自治体に移管、約 4,000 社は閉鎖、8,000～10,000 社が依然として軍の指揮下にある」としている。また「中国は、ソフトウェアや集積回路の業界において、貿易や民間の合弁企業からデュアルユース技術を取得する組織的な取り組み」を続けているとしている。

一方、中国は巨大な経済市場として発展を続けており、2005 年度 BIS 年次報告書によれば、中国への許可件数は最多であり、2005 年度では 1,303 件（\$ 2.4billion）の許可を行っている。また、許可に要する期間は 2004 年度に比べ、約 25%の短縮をしている。

許可された輸出品目では 5E001（通信関連、249 件）、2B350（化学品製造工場及び資機材、216 件）、3E001（エレクトロニクス関連、3A で続く番号で規制される機器の開発又は製造用技術、150 件）等とつづいている。

2006 年 7 月 6 日の対中キャッチオール規制改正案公表の 1 年程前、2005 年 6 月 23 日、当時のピーター・リクテンバウム商務次官代行（輸出管理担当）は、米中経済安全保障再検討会議（USCC）において、「安全保障の観点から見ると、米政府は中国による通常兵器の近代化や、センシティブなデュアルユース品目や技術が中国の軍事プログラムに転用されるリスクについて、相変わらず懸念を抱いている」と述べ、更に中国の不拡散に関する対応について「米政府は、懸念国にセンシティブな品目を輸出してきた中国の多数の組織や人に制裁を科してきた」と不満を述べている。

1. 2. 中国企業に対する懸念

BIS 元商務省次官補（輸出管理担当）ジェームス・ヨーカム氏は、米国の対中規制の要因について、以下の点を指摘している。

*中国のエンドユーザー及びエンドユースにおける透明性の欠如

中国のエンドユーザー及びエンドユースにおける透明性の欠如に関しては、現在 BIS は輸出管理の実効性を向上するため、「許可前チェック」(PLC: Pre-License Check)、「出荷後証明」(PSV: Post-Shipment Verification)という米国在外大使館の担当者による企業訪問を実施している。ケネス・ジャスター商務次官は中国に対する PSV について「我々は 85 を越える国で問題なくエンドユースの証明を問題なく実施してきたが、中国では政府当局がしばしばその業務を制限するので困難をきたしている。」と述べている。

*中国国内の民生活動と軍事活動の関連性

中国は国策として、民生デュアルユース技術を軍事技術へ転用し、軍事能力を向上するとともに国営軍事企業の改革を推し進めており、国防科技工業委員会 (COSTIND) 傘下の企業群をはじめ、軍民の切り分け、民生活動と軍事活動の関連性に十分な注意を要するものと思われる。また、中国は軍事調達について従来の国防工業のみならず他の民間企業に対し、門戸を開き一部競争入札制度を導入した。従来、軍需生産とは無縁であった中国民間企業が、デュアルユース技術を利用し軍需品の生産を行う契機となる可能性がある。このような状況に対し、BIS も「多くの中国企業は軍との関係がある」と認識し、中国で民間企業とされる組織が実は中国陸軍の所有下あるいは管理下に置かれている場合が多いこと、多くは中国の国防制度に基づき、民生品メーカーを所有することで人件費を補っていること、西側の製品や技術を入手するためのダミー会社も存在しているとしている。

*米中両国の規則スキームの食い違い

2002 年 10 月 15 日に公布された「軍需品輸出管理条例」の規制リストに関しては 2002 年 11 月 1 日に「科工法 [2002] 828 号として COSTIND・中央人民解放軍総務部より合同公布されている。国の指定した軍需品輸出主管部門 (COSTIND・中央人民解放軍総務部) は全国の軍需品輸出業務を主管し、全国の軍需品輸出に対して監督管理を行うとしている (同第 3 条)。また、軍需品の輸出プロジェクトに関しては軍需品輸出主管部門 (COSTIND・中央人民解放軍総務部) が国務院・中央軍事委員会の関連部門と共に、審査認可する (同第 14 条) としている。COSTIND は傘下の元人民解放軍の企業であった Poly Technologies 社等の経営を実質的に管理しつつ、同時に輸出規制、審査に関係しているようにも見える。

2. 2006 年 7 月 6 日公表規則案「中華人民共和国 (中国) 向け輸出・再輸出の改正及び明確化並びに認定制度 (VEU) に関する規則案」の主な内容について

(1) 中国に対する特定の ECCN 品目について、軍事エンドユースの認識に基づく新たな規制を導入する

(2) 化学・生物兵器拡散、核不拡散及びミサイル技術の理由で中国向け輸出が規制される品目の許可審査方針の変更、国家安全保障に基づく新たな許可方針を踏まえ審査される。

(3) 新たに認定制度（VEU）を導入する。

(4) 規制理由に係りなく、総額 5,000 ドルを越える全ての ECCN 品目の輸出について MOFCOM の発行する「エンドユーザー証明書」の取得を輸出者に義務付ける。

(5) MOFCOM の発行する「エンドユーザー証明書」を許可申請書に添付し BIS に提出しなければならないという現在の要件を廃止し、輸出者による同証明書の 5 年間保管を義務づける。

3. 改正内容

3. 1 中国に対する特定の ECCN 品目について、軍事エンドユースの認識に基づく新たな規制案の内容について

発効要件

Part 744 Supplement No.2 に掲げる 47 品目の Item（*注 1）が、中国において、Part774.21 において定義された「軍事エンドユース」（*注 2）に全面的に又は部分的に向けられることを明確に又は実際に認識（EAR PART772.1）している場合

当該品目が中国において「軍事エンドユース」に全面的に又は部分的に向けられること、又は向けられる可能性があることを BIS から知らされている場合、いずれかの場合、輸出・再輸出・移転の場合は BIS の許可が必要

（*注 1）Part 744 Supplement No.2 に掲げる貨物（47 の ECCN 品目）

- ・ 1A290 ・ 1B999 ・ 1C990 ・ 1C995 ・ 1C996 ・ 1D999 ・ 1D993 ・ 1E994
- ・ 2A991 ・ 2B991 ・ 2B992 ・ 2B993 ・ 2B996
- ・ 3A992 ・ 3A999 ・ 3B991 ・ 3B992 ・ 3D991 ・ 3E292 ・ 3E991
- ・ 4A994 ・ 4D993 ・ 4D994 ・ 4E992
- ・ 5A991 ・ 5B991 ・ 5C991 ・ 5D991 ・ 5E991 ・ 5A992 ・ 5D992 ・ 5E992
- ・ 6A995 ・ 6C992
- ・ 7A994 ・ 7B994 ・ 7D994 ・ 7E994
- ・ 8A992 ・ 8D992 ・ 8E992
- ・ 9A991 ・ 9B990 ・ 9D990 ・ 9D991 ・ 9E990 ・ 9E991

（*注 2）軍事エンドユースの定義

対象となる軍事品目（*注 3）に対し、ある用途（*注 4）をなす場合は「軍事エンドユース」と見なされる

（*注 3）対象となる軍事品目

- ・ 米国軍需品リスト (USML) (22 CFR Part121, 国際武器取引規則) の記載品目
- ・ 国際軍需品リスト (IML) (ワッセナーアレンジメントのウェブ <http://www.wassenaar.org>) の記載品目
- ・ EAR Part 774 Supplement No.1 の通称管理リスト (CCL) において末尾が「A018」の ECCN に該当する品目

(*注4) ある用途

品目への組み込み、又は左記品目の製造、設計、開発、維持、操作、設置、配備、修理、オーバーホール又は改造のための使用

(用途の中で使用されている語句の解釈)

- ・ 「製造」は、統合、組立、検査又は試験を意味する。
- ・ 「開発」は、設計を意味し、試作品の試験及び製作を含む。
- ・ 「維持」は、ある品目を、その意図された目的のために当初の又は計画された能力及び効率にもどすための作業を意味し、試験、測定、調整、検査、部品交換、修復、校正、オーバーホールを含む。
- ・ 「操作」は、意図したとおりに機能させることを意味する。
- ・ 「設置」は、使用の準備を行うことを意味し、接続、統合、組み込み、ソフトウェアのローディング、試験を含む。
- ・ 「配備」は、戦闘隊形又は適切な戦略地点への配置を意味する。
- ・ 「修理」／「オーバーホール」／「改造のための使用」に関しては特段の解釈は無し。

3. 2 化学・生物兵器拡散、核不拡散及びミサイル技術の理由で中国向け輸出が規制される品目の許可審査方針の変更、国家安全保障に基づく新たな許可方針を踏まえた審査について

Part742.4(b)(7) 国家安全保障 (NS) 品目の Paragraph 審査方針案

今回、「中国に関しては、民間エンドユースへの輸出、再輸出又は移転の許可申請に対して許可の一般方針が適用される。中国の軍事能力に実質的貢献をなす品目については拒否の推定が基盤となる。従って、中国向けの輸出、再輸出及び移転に対するすべての許可申請は、その輸出、再輸出又は移転が同国の軍事能力に実質的貢献をなすかどうかを判断するため、個別に審査される。更に、許可申請は、エンドユーザーが拡散活動に関与しているかどうかを判断するために、ミサイル技術、核不拡散又は化学・生物兵器を理由とする審査方針に基づき審査される。」とし、軍事用途であれば、原則拒否という姿勢を明確にしている。

3. 3 認定制度 VEU について

規則案では、EAR748.15においてVEUと呼ばれている新たな認定制度を提案している。VEU認定制度は、当セクションの要件に従い、事前にBISにより、VEU(Validated End User)と認可されたエンドユーザー(以下、VEU認定制度との混乱を避けるため「適格エンドユーザー」と記す)に対し、特定のECCNについて個別の輸出許可無く輸出を可能とする認定制度である。「適格エンドユーザー」になるためには、当セクションに掲げる条件に基づきBISへ申請を行い、認定後は報告、現地調査の受け入れ等の義務が課される。また、VEU認定制度を利用し、当該「適格エンドユーザー」へ輸出・再輸出を行った場合、輸出者等はBISへ定められた報告義務、監査の受け入れ等の義務が課される。

4.1 公聴会

公聴会における主な論点は以下の通りである。

- (1) 中国における規制品目の海外入手可能性
- (2) 軍事エンドユースの定義
- (3) Verified End-User (VEU)の具体的手続き
- (4) Knowledgeの基準
- (5) 規則案を受け入れる中国側の体制

4.2 米中経済安全保障検討委員会議長 Larry Wortzel 氏のコメント

米中経済安全保障検討委員会の議長、Larry Wortzel氏は、BISが規制案を「最初からやり直す」ことを期待すると述べた。

4.3 規則案の展望

パブリックコメント等の意見に関連し、BISは大きな変更を行うという示唆は行っていない。2006年12月1日、ロイターのニュース・レポートによると、パディラ次官補は規則案について以下のように述べている。

- 規則の制定の前に企業の懸念の払拭に努めること
- 関係者が規則案の全面見直しを望もうが、BISには規則案を廃棄するつもりはない
- 規則案は、中国の二桁の軍事近代化を妨げ、民生事業を推進するという、米国の対中国政策の根本的な方針に由来する

4.4 パブリックコメントについて

パブリックコメントの主な要望事項

- (1) 米国の単独制裁となることへの懸念、ワッセナー加盟国とのハーモナイゼーション
- (2) 中国現地の生産能力、海外からの調達能力からみた47のECCN品目を規制する意義
- (3) 中国の軍事力に対する「実質的貢献」の明確で客観的な基準が欠如している
- (4) Knowledgeに関する輸出者の責任範囲を明確化すること



- ・インフォーム要件のみにすること
 - ・懸念されるユーザーをBISが公表すること
- (5) VEU認定制度に関する諸問題（適用範囲の拡大、技術に対する適用の明確化、申請者・輸出者の義務の軽減、監査範囲の明確化、「適格エンドユーザー」の申請却下・取り消し等が中国の組織にもたらす影響等）
- (6) 再輸出に対する影響、第三国との法令の齟齬
- (7) 他のライセンスエクセプションと当規則案で規制対象となる品目との整合性(暗号)
- (8) 「適格エンドユーザー」ではなく「適格エクスポート」の検討

4. 5 主なパブリックコメントの要約

BIS のホームページ上には当規則案に対するパブリックコメント 5 5 件が掲載されている。
[\(http://efoia.bis.doc.gov/\)](http://efoia.bis.doc.gov/)

本報告書では、以下の代表的な団体、企業のパブリックコメントを要約し、当規制の実施に当たっての、産業界の懸念、要望事項、問題点等を把握することが出来た。

National Foreign Trade Council、National Council on International Trade Development、
 A e A、C C R E、CITBA、EMS、S E M I、I C O T T、Wisconsin Project、A N S、
 IBM、BOEING、Rockwell Collins、Sun Microsystems、TDK USA
 BASF

	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。</p> <p>http://keirin.jp/</p>	
---	---	---